

議案第 32 号

伊賀市行政組織条例の一部改正について

伊賀市行政組織条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 2 月 13 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市行政組織条例の一部を改正する条例

伊賀市行政組織条例（平成 16 年伊賀市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項を次のように改める。

2 前項に規定する部のほか、次の室を置く。

契約監理室

総合危機管理室

市政再生室

第 2 条第 1 項中

「 総務部

- (1) 議会及び市行政一般に関すること。
- (2) 例規及び文書に関すること。
- (3) 市史編さんに関すること。
- (4) 行財政改革に関すること。 を
- (5) 職員に関すること。
- (6) 市税に関すること。
- (7) 地方分権に関すること。 」

「 総務部

- (1) 議会及び市行政一般に関すること。

(2) 例規及び文書に関すること。

(3) 市史編さんに関すること。

に改め、同条第2項中

(4) 職員に関すること。

(5) 市税に関すること。

」

「 (3) 地域安全に関すること。 」

を

「 (3) 地域安全に関すること。

市政再生室

(1) 行財政改革に関すること。

(2) 地方分権に関すること。

に改める。

(3) 市長が指定する特命事項に関すること。 」

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。